

区協議会会長会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号）第7条第1項の規定に基づき、区協議会会長会議（以下「会長会議」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 会長会議は、すべての区協議会の会長（以下「委員」という。）をもって組織する。

(座長)

第3条 会長会議に座長1人を置く。

- 2 座長は、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときにその職務を代理する者をあらかじめ選任するものとする。

(所掌事務)

第4条 会長会議は、次の各号に掲げる事項について、連絡調整を行う。

- (1) 区協議会の運営に関する事項
- (2) 区協議会における市民協働の推進
- (3) 区協議会における地域振興
- (4) その他座長が必要と認める事項

(会議)

第5条 会長会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料の提出その他の協力を求めることができる。
- 3 その他会長会議の運営は、区協議会の会議の運営の例による。

(庶務)

第6条 会長会議の庶務は、市民部市民協働・地域政策課において処理する。

(細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会長会議の運営に関し必要な事項は、座長が会長会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。